

所有者不在の危険空き家への対応について

1 要旨

空き家 1 物件について、民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項に基づき、不在者財産管理人選任の申立を行い、空き家の解体及び処分を行う。

2 物件概要

場 所 : 廿日市市天神 153 番地
建 物 規 模 : 木造 2 階建て、建築面積約 53 m²・建築年不明
敷 地 面 積 : 約 108 m²
所 有 権 等 : 登記上の所有権は、土地、建物共に同一人

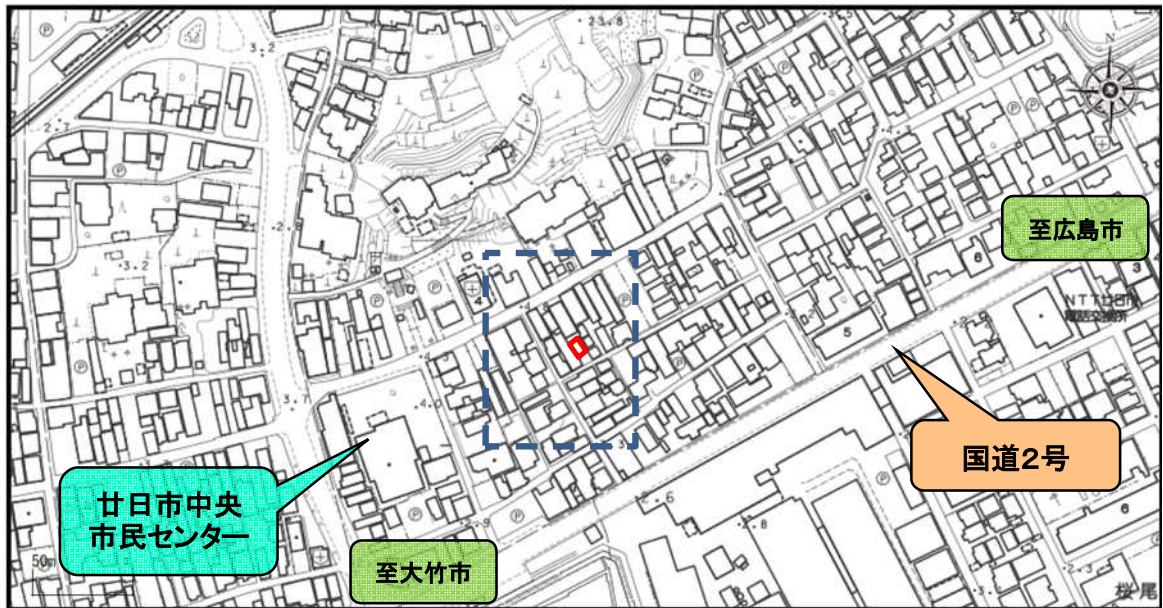
3 主な経緯・今後の予定

令和 4 年 12 月 15 日 : 民生委員より通報（保安上の危険、草木の繁茂）
令和 4 年 12 月～ : 空き家所有者の所在調査
令和 5 年 7 月 12 日 : 空き家の屋根の一部が崩落
令和 5 年 9 月 : 課税課調べで固定資産税の課税対象者が存在しないことを確認
令和 5 年 10 月 13 日 : 特定空家相当と確認
令和 6 年 3 月 29 日 : 在留届の照会の回答より、所有者の不在を確認
令和 6 年 4 月 10 日 : 賃借人の相続人調査開始
令和 6 年 7 月 18 日 : 賃借人の相続人を把握
令和 6 年 10 月 18 日 : 不在者財産管理人申立

空き家所有者は、戸籍上海外転出しているが、在留届に該当が無い場合、空き家所有者を不在として取扱うこととし、令和 6 年 10 月 18 日に不在者財産管理人を申立てた。

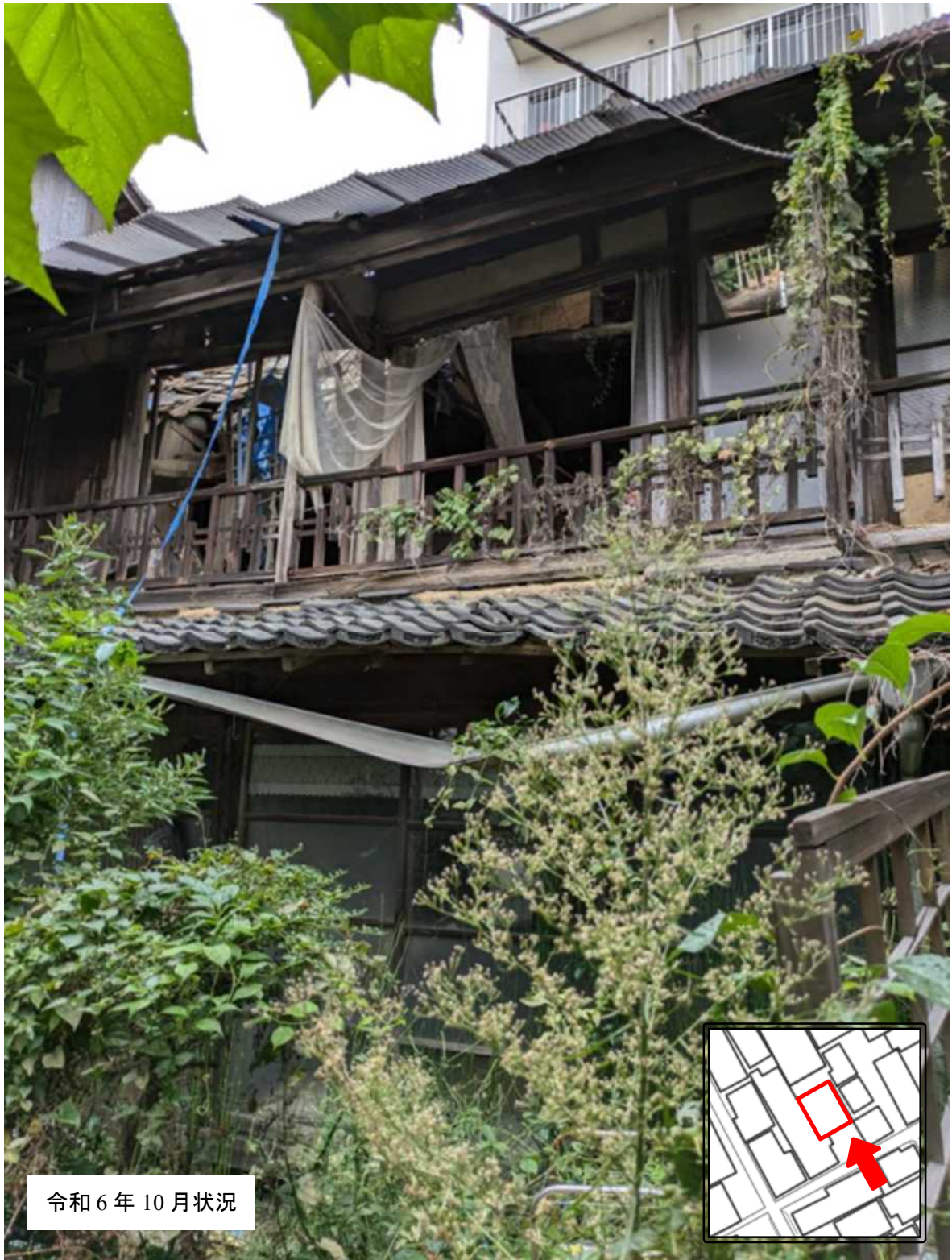
当該空き家は老朽化が著しいものの、直ぐには近隣への影響が無いと判断している。また、賃借人の家財等が多く残されているため、家財等の相続整理の複雑さを考慮し、不在者財産管理人を申立てた上で、当管理人による家財の相続整理及び解体実施を行うこととする。

位置図









令和6年10月状況